

青森県報

第二千四百五十九号

平成十七年
三月三十日
(水曜日)

目次

告 示

八戸市への編入に伴う人口	(市振興町課)	一
深浦町の設置に伴う人口	(同)	一
七戸町の設置に伴う人口	(同)	二
東北町の設置に伴う人口	(同)	二
新たに生じた土地の確認及び編入に伴う字区域の変更	(同)	二
農業振興地域の指定の一部改正	(構造政策課)	二
保安林の指定解除	(林政課)	二
都市計画事業計画の変更認可	(都市計画課)	三
右 同	(同)	三
右 同	(同)	三
右 同	(同)	四
特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告	(県民生活政策課)	四
県営土地改良事業計画の決定	(農村整備課)	四
都市計画事業の変更認可	(都市計画課)	五
右 同	(同)	五
右 同	(同)	五
右 同	(同)	六
右 同	(同)	六
右 同	(同)	六

告

示

都市計画事業の認可	(同)	七
開発行為に関する工事の完了	(建築住宅課)	七
出先機関	(同)	七
道路の位置の指定	(十和田県土整備事務所)	七

青森県告示第二百三十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、平成十七年三月三十一日から、三戸郡南郷村を廃し、その区域を八戸市に編入することに伴い、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百七十六条第一項及び第百七十七条第一項の規定による三戸郡及び同市の人口を次のとおり告示する。

平成十七年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

三戸郡 八万三千三百八十六人
八戸市 二十四万八千六百八十八人

青森県告示第二百三十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、平成十七年三月三十一日から、西津軽郡深浦町及び同郡岩崎村を廃し、その区域をもって西津軽郡深浦町を設置することに伴い、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百七十七条第一項の規定による同町の人口を次のとおり告示する。

平成十七年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

深浦町 一万七千七百九十九人

青森県告示第二百三十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、平成十七年三月三十一日から、上北郡七戸町及び同郡天間林村を廃し、その区域をもって上北郡七戸町を設置することに伴い、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百七十七条第一項の規定による同町の人口を次のとおり告示する。

平成十七年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

七戸町 一万九千三百五十七人

青森県告示第二百四十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、平成十七年三月三十一日から、上北郡上北町及び同郡東北町を廃し、その区域をもって上北郡東北町を設置することに伴い、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百七十七条第一項の規定による同町の人口を次のとおり告示する。

平成十七年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

東北町 二万五百九十一人

青森県告示第二百四十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項及び第二百六十条第一項の規定により、青森市長から青森市の区域内に新たに次の土地が生じたことを確認し、この土地を青森市大字六枚橋字磯打に編入する旨の届出があつたので、同法第九条の五第二項及び第二百六十条第二項の規定により告示する。

平成十七年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森市大字六枚橋字磯打一九の一の地先公有水面埋立地 一、四〇一・八四平方メートル

青森県告示第二百四十二号

昭和四十五年三月三十一日青森県告示第九十八号（農業振興地域の指定）の一部を次のように改正する。

平成十七年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

黒石市のうち次表に掲げる区域の表の大字大川原の項を次のように改める。

大字大川原	字鳥沢及び字小鳥沢の区域内の土地であつて次の図面（第2号図）の赤色で着色した部分に該当するものの区域 字湯沢、字サノ木沢、字滝森下、字坂子沢、字大森沢、字滝森、字森倉沢、字磯回、字磯田子、字下湯沢、字下三沢及び字蛸頭沢の区域
-------	---

第2号図（大字大川原に係る赤色で着色した部分）を次のように改める。（図面省略）

青森県告示第二百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり森林について保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十七年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林の所在場所

- 西津軽郡鰺ヶ沢町大字中村町字上清水崎一一六の二三から一一六の一五まで、一一〇の一一九から一一〇の一一三まで

二 保安林として指定された目的

- 土砂の流出の防備
- 保安林解除の理由
- 道路用地とするため

青森県告示第二百四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、黒石都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成十七年三月二十三日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十七年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 施行者の名称
黒石市
- 二 都市計画事業の種類
黒石都市計画下水道事業（黒石市公共下水道）
- 三 事業施行期間
昭和五十五年八月二日から平成二十四年三月三十一日まで
- 四 事業地
1 収用の部分
都市計画事業計画の変更認可（平成十年十月十六日青森県告示第六百七十八号）の事業地に変更なし。
- 2 使用の部分
都市計画事業計画の変更認可（平成十年十月十六日青森県告示第六百七十八号）の事業地に変更なし。

青森県告示第二百四十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、十和田都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成十七年三月二十三日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十七年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 施行者の名称
十和田市

二 都市計画事業の種類

十和田都市計画下水道事業（十和田市公共下水道）

三 事業施行期間

昭和四十八年十月二十九日から平成二十一年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

都市計画事業計画の変更認可（平成十六年三月二十六日青森県告示第二百十八号）の事業地に変更なし

2 使用の部分

都市計画事業計画の変更認可（平成十六年三月二十六日青森県告示第二百十八号）の事業地のうち十和田市稲生町、穂並町、東一番町、東二番町、東三番町、東四番町、東五番町、東六番町、東一番町、東二番町、東三番町、東四番町、東五番町、東六番町、東七番町、東八番町、東九番町、東十番町、東十一番町、東十二番町、東十三番町、東十四番町、東十五番町、東二十一番町、東二十二番町、東二十三番町、東二十四番町、西十五番町、西十五番町、西十六番町、西二十一番町、西二十二番町、西二十三番町、西二十四番町、西二十五番町、西二十六番町、西三十一番町、西三十二番町、西三十三番町、大字三本木字稲吉、字牛泊、字並木西、字西小稲、大字相坂字相坂、字小林、字白上及び字長漕地内において事業地を変更する。

青森県告示第二百四十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、弘前広域都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成十七年三月二十三日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十七年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 施行者の名称
平賀町

二 都市計画事業の種類

弘前広域都市計画下水道事業（平賀町公共下水道）

三 村 申 吾

三 事業施行期間

昭和五十八年十月十二日から平成二十四年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

なし

2 使用の部分

都市計画事業計画の変更認可(平成十三年四月二十三日青森県告示第三百号)の事業地に変更なし。

青森県告示第二百四十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、六戸都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成十七年三月二十三日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十七年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称

六戸町

二 都市計画事業の種類

六戸都市計画下水道事業(六戸町公共下水道)

三 事業施行期間

昭和六十二年八月二十二日から平成二十三年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

なし

2 使用の部分

都市計画事業計画の変更認可(平成十二年三月三十一日青森県告示第二百六十四号)の事業地に上北郡六戸町大字折茂字鳥喰谷地、字下田表及び字前川原並びに大字上吉田字上川原、字坂ノ下、字前田、字松木田及び字上吉田を加える。

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成十七年三月十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人マン・パワー

三 代表者の氏名

吉村 毅一

四 主たる事務所の所在地

三沢市中央町二丁目四の一五

五 定款に記載された目的

この法人は、三沢市及び周辺市町村民に対し、福祉の増進、住環境の整備、安全活動、及び雇用機会の拡充を図る事業等を行うことにより、安全かつ快適に暮らすことができる豊かな地域社会の形成に寄与することを目的とする。

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、下車力地区の県営土地改良事業(一般農道整備事業)計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十七年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十七年三月三十一日から同年四月二十七日まで

三 縦覧の場所

つがる市役所

都市計画事業の変更認可

青森都市計画事業の変更認可について、平成十七年三月二十二日東北地方整備局告示第五十七号で告示されたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により次のとおり公告する。

平成十七年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画事業の種類及び名称

平成八年十一月六日建設省告示第二千四十八号青森都市計画公園事業九・六・二号新青森県総合運動公園

二 施行者の名称

青森県

三 事務所の所在地

青森市長島一丁目の一

四 事業地の所在

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

都市計画事業の変更認可

八戸都市計画、六戸都市計画及び五戸都市計画下水道事業馬淵川流域下水道（馬淵川処理区）の変更認可について、平成十七年三月十七日東北地方整備局告示第五十一号で告示されたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により次のとおり公告する。

平成十七年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画事業の種類及び名称

八戸都市計画、六戸都市計画及び五戸都市計画下水道事業馬淵川流域下水道（馬淵川処理区）

二 施行者の名称

青森県

三 事務所の所在地

青森市長島一丁目の一

四 事業地の所在

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

都市計画事業の変更認可

弘前広域都市計画、黒石都市計画、浪岡都市計画及び板柳都市計画下水道事業岩木川流域下水道の変更認可について、平成十七年三月二十二日東北地方整備局告示第五十八号で告示されたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により次のとおり公告する。

平成十七年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画事業の種類及び名称

弘前広域都市計画、黒石都市計画、浪岡都市計画及び板柳都市計画下水道事業岩木川流域下水道

二 施行者の名称

青森県

三 事務所の所在地

青森市長島一丁目の一

四 事業地の所在

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

都市計画事業の変更認可

弘前広域都市計画事業の変更認可について、平成十七年三月十六日東北地方整備局告示第四十四号で告示されたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により次のとおり公告する。

平成十七年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画事業の種類及び名称

弘前広域都市計画道路事業（三・三・三号下白銀町福村線）

二 施行者の名称

青森県

三 事務所の所在地

青森市長島一丁目の一

四 事業地の所在

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

都市計画事業の変更認可

弘前広域都市計画事業の変更認可について、平成十七年三月十六日東北地方整備局告示第四十五号で告示されたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により次のとおり公告する。

平成十七年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画事業の種類及び名称

弘前広域都市計画道路事業（三・三・三号下白銀町福村線）

二 施行者の名称

青森県

三 事務所の所在地

青森市長島一丁目の一

四 事業地の所在

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

都市計画事業の変更認可

弘前広域都市計画事業の変更認可について、平成十七年三月十六日東北地方整備局告示第四十六号で告示されたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により次のとおり公告する。

平成十七年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画事業の種類及び名称

弘前広域都市計画道路事業（三・三・七号弘前黒石線）

二 施行者の名称

青森県

三 事務所の所在地

青森市長島一丁目の一

四 事業地の所在

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

都市計画事業の認可

青森都市計画事業の認可について、平成十七年三月十八日東北地方整備局告示第五十二号で告示されたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により次のとおり公告する。

平成十七年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画事業の種類及び名称

青森都市計画道路事業（三・二・二号内環状線（石江工区））

二 施行者の名称

青森県

三 事務所の所在地

青森市長島一丁目の一

四 事業地の所在

1 収用の部分

青森県青森市大字石江字江渡及び字岡部地内

2 使用の部分

なし

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十七年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域（工区）に含まれる地の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
上北郡百石町字下屋敷一九三の六	上北郡百石町字後田三二の三 川口 勲

出 先 機 関

十和田県土整備事務所告示第三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、十和田県土整備事務所及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十七年三月三十日

十和田県土整備事務所長 清 藤 栄

位 置	延 長	幅 員	指 定 年月日
十和田市東一番町三八の三、三八の九及び三八の二七	三七・六〇メートル	六・〇九メートル	平成 一七・三・二四

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一間屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭